



社会保険労務士法人めぐみ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和10年6月30日までの3年間
2. 内容

目標1：女性従業員は、パートタイマーを含めて育児休業取得率100%、男性従業員は育児休業取得率80%以上達成を目指す。

<対策>

- 令和7年7月～ 育児休業制度に関するパンフレットの作成・配布、育児休業中の社会保険料免除、育児休業給付金等の諸制度の周知を図る。
- 令和7年7月～ 制度の実施。従業員相談窓口の設置。

目標2：令和8年4月までに、年次有給休暇取得率80%以上達成を目指す。(パートタイマーを含む)

<対策>

- 令和7年7月～ 業務量および分担の検討。パートタイマーへの有給休暇制度の周知。
- 令和7年10月～ 上司から年次有給休暇取得を促し、随時計画的に年次有給休暇を取得しやすい風土づくり。従業員への意識づけ。
- 令和7年12月～ 問題点の検討および改善。計画的付与の必要性検討。
- 令和8年1月～ 取得率推移の検証。問題点の検討および改善。
- 令和8年4月～ 本格実施。